

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件(うち本院先議2件)、本院議員提出1件、衆議院議員提出2件の合計14件であり、内閣提出11件(うち本院先議2件)、衆議院議員提出2件の合計13件を可決し、本院議員提出1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願2種類33件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

使用済自動車の再資源化等に関する法律案は、年間約500万台排出される使用済自動車について、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッターダストを低減する必要性が高まっている一方、最終処分費の高騰及び鉄スクラップ価格の低迷により、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあり、不法投棄・不適正処理の懸念が生じていることにかんがみ、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会における平成13年4月の中間報告及び同年9月の第二次報告を踏まえて提出されたものである。

本法律案の主な内容は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を実現するため、自動車製造業者及び輸入業者に対して、自ら製造又は輸入した自動車の破碎残さ、フロン類等の引取り、再資源化等を義務付けるとともに、再資源化等に要する費用については、自動車の所有者があらかじめ負担し、自動車の再資源化等が実施されるまで資金管理法人に管理させるなど、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境委員会との連合審査を行うとともに、拡大生産者責任の考え方と再資源化等料金の所有者負担との関係、資金管理法人の創設の是非及び資金管理の透明性の確保、自動車における有害物質の使用削減に向けての取組などの質疑が行われたほか、解体業者における自動車部品のリサイクルの実情調査を行った。質疑終局後、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案は、平成13年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、①石油公団の廃止、②石油公団の機能のうち石油開発のためのリスクマネー供給機能、国家備蓄統合管理等の機能を金属鉱業事業団に統合した上で独立行政法人を設置、③石油公団保有の開発関連資産については適切な処理を行い、その終結を待って特殊会社を設立する等が定められたことを受けて、石油公団を公布日から3年以内に、金属鉱業事業団を1年9カ月以内にそれぞれ廃止するとともに、石油公団における国家石油備蓄事業を国へ移管し、出資・債務保証及び研究開発等の機能を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に、また、残余の同公団の権利及び義務を国及び別に定める株式会社にそれぞれ承継するほか、金属鉱業事業団における一切の権利及び義務を同機構に承継する等の措置を講じようとするものである。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案は、金属鉱業事業団の廃止及び石油

公団の業務の一部廃止に伴い、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立し、必要な規定を整備しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、石油の自主開発と石油公団との関係、国家石油備蓄事業の在り方、特殊法人等への天下り問題等について質疑が行われ、日本共産党より両法律案に対する反対討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案は、近年、競輪及びオートレースの売上額が大きく減少し、施行者である地方自治体の競輪等の事業収支も大幅に悪化していることから、日本自転車振興会等に対する交付金制度を見直して、負担の軽減を図るとともに、事務委託に係る規制を緩和する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、政府は平成18年3月31日までの間に本法施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う旨の修正が行われた。委員会においては、公営競技の在り方、日本自転車振興会等による補助事業の透明性確保、競輪事業の振興策等について質疑が行われ、日本共産党より修正案が提出され、日本共産党による原案に対する反対討論の後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

特許法等の一部を改正する法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に対応するため、コンピュータ・プログラムが特許法上の「物」に含まれることを明記し、権利保護の強化を図るとともに、出願人の負担軽減及び審査の効率化等を図るため、出願方式の見直しなど、所要の改正を行おうとするものである。

弁理士法の一部を改正する法律案は、急増している特許権等の侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るため、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、総合的な知的財産戦略の重要性、特許制度のIT社会に対応した取組、弁理士の訴訟代理権の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、弁理士法の一部を改正する法律案に対して4項目の附帯決議が付された。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」に含まれる、電気製品などの技術基準への適合性評価の相互承認に必要な国内措置を講じようとするものである。委員会においては、我が国初めての二国間貿易協定の意義、経済連携協定による国内産業への影響等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案は、電子メールによる一方的な商業広告の送り付け問題が急速に社会問題化している現状にかんがみ、消費者が電子メールによる商業広告の受取を希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行ったときは、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止するとともに、消費者が通信販売事業者等に対して連絡する方法の表示を義務付けようとするものである。委員会においては、電子メールに対する規制の在り方、苦情処理体制の充実強化、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案との関係等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決され

た。なお、4項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、大規模会社の株式保有を制限している規定を廃止するとともに、現行の持株会社規制を、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立を禁止する規制に改める等の措置を講じようとするものである。委員会においては、事業統合と競争政策との関係、持株会社設立による労働者への影響、公正取引委員会の執行体制の強化等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、業務部門におけるエネルギー消費の増加傾向が著しいことなどにかんがみ、工場、事業場における省エネルギー対策を強化する等の措置を講じようとするものである。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案は、我が国の石油依存度の低下傾向が停滞する中での中東依存度の高まり、地球温暖化対策、欧米における再生可能エネルギーの積極的な導入等の状況下において、平成13年11月に取りまとめられた総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会新市場拡大措置検討小委員会報告を踏まえて提出されたものであり、その主な内容は、風力や太陽光をはじめとした新エネルギー等による電気を、電気事業者に利用させることを義務付けようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、省エネルギー対策への取組、新エネルギー導入のインフラ整備の推進、産業廃棄物発電の取扱い等について質疑が行われた。

質疑終局後、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対し、日本共産党より修正案が提出され、日本共産党による、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する反対討論、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案に対する賛成討論の後、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決され、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案については、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対して4項目の附帯決議が付された。

エネルギー政策基本法案は、第153回国会に提出され、継続審査とされていた衆議院議員提出の法律案で、その主な内容は、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、安定供給の確保、環境への適合及び市場原理の活用を内容とする基本方針を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務、エネルギー基本計画の策定など、施策の基本となる事項を定めようとするものである。なお、衆議院において、「化石燃料以外のエネルギー」を「太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギー」に改める等の修正が行われた。委員会においては、発議者を代表して衆議院議員甘利明君より趣旨説明を聴取するとともに、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君より衆議院の修正部分の説明を聴取した後、エネルギーに関する長期展望、基本法と原子力政策との関係、エネルギーに係る施策への関係者の関与の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案は、平成12年5月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木談合事件等に対する社会的批判の高まり等を契機として取りまとめられた衆議院議員提出の法律案で、その主な内容は、国等の

事業の発注機関の職員において入札談合等に関与する行為があった場合、公正取引委員会は発注機関に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求することができるとともに、発注機関は関与した職員に対して損害賠償を請求しなければならない等の規定を定めようとするものである。委員会においては、入札談合等関与行為の範囲、入札談合等防止への取組等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案は、参議院議員木俣佳丈君外3名の発議によるもので、その主な内容は、本法における親事業者と下請事業者間の公正な取引がいまだ十分に確保されているとは言い難い状況にあるため、その対象にサービス業等の役務を提供する業種を追加するとともに、親事業者と下請事業者の範囲を画する資本額又は出資総額の基準を現行の3億円及び1千万円から、3億円、1億円及び1千万円に細分化し、あわせて、違反行為に対する罰金額の上限を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、継続審査とされた。

〔国政調査等〕

3月19日、経済産業行政の基本施策及び公正取引委員会の業務について質疑が行われ、売掛債権担保融資保証制度の利用拡大策、ベンチャーを支援するための金融・税制等の条件整備の必要性、京都議定書批准に向けた政府の対応、繊維セーフガード発動の必要性、産業競争力強化のための雇用及び税制並びに知的財産政策の在り方、経済再生に向けた経済界との連携の必要性、新規創業者支援制度の活用状況と制度改善の必要性、中小企業金融支援策の在り方、浜岡原子力発電所1・2号機の耐震安全性、特別保証制度に係る既往債務の条件変更及び借換え制度創設の必要性、生活困窮者に対する電力・ガス事業者の対応改善に向けた経済産業省の取組の必要性、連結納税制度の見直しに向けた政府の対応等について質疑が行われた。

3月20日、予算委員会から委嘱を受けた平成14年度公正取引委員会、経済産業省予算の審査を行い、デフレ対策、中小企業対策、知的財産政策、規制改革、鉄鋼のセーフガード等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年3月14日（木）（第1回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件について平沼経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成13年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、下地経済産業大臣政務官、松経済産業大臣政務官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公正取引委員会）、経済産業省所管、中小企業金融公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について平沼経済産業大臣及び根来公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、古屋経済産業副大臣、大島経済産業副大臣、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月26日（火）（第4回）

- 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院経済産業委員長代理田中慶秋君から説明を聴いた。

○平成14年3月28日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）について衆議院経済産業委員長代理田中慶秋君、平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、大島経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第28号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

○平成14年4月2日（火）（第6回）

- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）
弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月4日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）
弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）

以上両案について平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、大島経済産業副大臣、松経済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

- （閣法第30号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし
- （閣法第31号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）について附帯決議を行った。

○平成14年4月9日（火）（第8回）

- 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月11日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- （閣法第39号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月16日（火）（第10回）

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月18日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、植竹外務副大臣、古屋経済産業副大臣、松経済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官、田村厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

- （閣法第32号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月23日（火）（第12回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月25日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、尾辻財務副大臣、横内法務副大臣、宮路厚生労働副大臣、野間農林水産副大臣、菅国土交通大臣政務官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年5月21日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について片山総務大臣、上野内閣官房副長官、月原国土交通副大臣、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第48号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

○平成14年5月23日（木）（第15回）

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月30日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）（衆議院送付）
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）（衆議院送付）

以上両案について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、松経済産業大臣政務官、奥谷環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第75号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

（閣法第76号）賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

なお、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成14年6月4日（火）（第17回）

- エネルギー政策基本法案（第153回国会衆第6号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員甘利明君から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴いた。

○平成14年6月6日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギー政策基本法案（第153回国会衆第6号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員甘利明君、同斉藤鉄夫君、同伊藤達也君、同小池百合子君、同亀井善之君、同細田博之君、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君、大島経済産業副大臣、若松総務副大臣、加納文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（第153回国会衆第6号） 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

○平成14年6月25日（火）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月27日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、山下環境副大臣、月原国土交通副大臣、若松総務副大臣、松経済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。
また、同法律案について環境委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成14年7月2日（火）

経済産業委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、大木環境大臣、大島経済産業副大臣、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成14年7月4日（木）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、古屋経済産業副大臣、山下環境副大臣、月原国土交通副大臣、松経

済産業大臣政務官、下地経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第86号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年7月10日(水)(第22回)

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(閣法第100号)(衆議院送付)

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月11日(木)(第23回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(閣法第100号)(衆議院送付)

以上両案について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣、若松総務副大臣、松経済産業大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年7月16日(火)(第24回)

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(閣法第100号)(衆議院送付)

以上両案について参考人石油連盟会長・コスモ石油株式会社代表取締役会長兼社長岡部敬一郎君、早稲田大学理工学部環境資源工学科教授森田信男君及びジャーナリスト舘澤貢次君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(閣法第100号)(衆議院送付)

以上両案について平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月18日(木)(第25回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案(閣法第100号)(衆議院送付)

以上両案について石原国務大臣、平沼経済産業大臣、大島経済産業副大臣、古屋経

済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第99号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連
(閣法第100号) 賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連

○平成14年7月23日(火)(第26回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員林義郎君から趣旨説明を聴き、同君、同逢沢一郎君、同伊藤達也君、同遠藤和良君、同江田康幸君、同甘利明君、佐藤国土交通副大臣、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
(衆第30号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第5号)について発議者参議院議員木俣佳丈君から趣旨説明を聴いた後、同君、同今泉昭君、大島経済産業副大臣、根来公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月31日(水)(第27回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第341号外32件を審査した。
- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第5号)の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、近年の景気低迷等により、競輪及び小型自動車競走（オートレース）（以下、「競輪等」という。）の売上額が大きく減少し、施行者である地方自治体の事業収支も大幅に悪化していることにかんがみ、各施行者の事業収支改善に向けた取組に資する所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会への交付金の特例

(1) 施行者は、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会（以下、「日自振等」という。）への交付金の交付を法定期間内（競輪等の開催終了日から30日以内で省令で定める期間）に行うことが著しく困難なときは、最長3年を超えない範囲で当該交付金の交付の期限を延長することができる。この場合、施行者は経済産業大臣の同意を得るとともに、事業収支改善計画を提出しなければならない。

(2) 施行者は、交付金の交付期限を延長しても事業収支が改善せず、なお交付金を交付することが著しく困難なため競輪等事業からの撤退等を決断したときは、交付が延長されている交付金の全部又は一部を競輪等事業からの撤退等に必要な経費に充てることができる。

2 日自振等の貸付業務の改廃

日本自転車振興会の貸付業務の対象を自転車に関する業務に限定し、日本小型自動車振興会の貸付業務を廃止する。

3 日自振等への交付金に係る別表の改正

施行者が日自振等に交付すべき交付金の交付率を売上額に応じて定めた別表第1（中小機械工業の振興等）及び別表第2（体育・社会福祉等公益の増進等）を改め、施行者の負担を軽減する。

4 競輪等関係事務の委託

施行者は、競輪等の競技に関する事務、車券の発売その他の競輪等の実施に関する事務を他の地方公共団体、自転車競技会及び小型自動車競走会又は私人（ただし、競輪等の競技に関する事務については自転車競技会及び小型自動車競走会に限る。）に委託することができる。

5 場外車券売場の設置等

小型自動車競走の場外車券売場の設置等に係る規定の整備を行う。

6 罰則

施行者及び経済産業大臣の許可を得た者以外の者が車券を発売して競輪等を行ってはいならない等の規定に違反する行為に対する罰則を強化する。

7 施行期日

一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、「3 日自振等への交付金に係る別表の改正」については、平成14年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は平成18年3月31日までの間に、こ

の法律による改正後の本法施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うとの修正が行われた。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に対応し、特許法、商標法その他の工業所有権関係法律について、権利保護の強化、出願人の負担軽減、審査の効率化及び我が国工業所有権制度の国際的調和を図るため、所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 発明の実施定義の見直し

- (1) 無体物であるコンピュータ・プログラム等が、特許法上の「物」に含まれることを明確化する。
- (2) コンピュータ・プログラム等の発明の実施（譲渡、貸渡し等をする行為）に電気通信回線（ネットワーク）を通じた提供が含まれることを明確化する。

2 特許権等の侵害範囲の拡大

特許発明であること及び侵害に用いられることを知りつつ、コンピュータ・プログラム等の部品を供給する行為等についても、侵害とみなす。

3 先行技術文献情報の開示制度の導入

出願人の有する先行技術文献情報を、出願時に、発明の詳細な説明に記載する制度を導入する。

4 国内書面提出期間の延長等

- (1) 海外で国際特許出願を行い、その発明について我が国においても特許を得ようとする際に必要な国内書面の提出期間を国際特許出願日から一律に2年6月とする。
- (2) 外国語特許出願について、日本語による翻訳文の提出時期を、国内書面の提出の日から2月以内に延長する。

5 商標の使用定義の見直し

商標を付した商品を電気通信回線（ネットワーク）を通じて提供する行為等が、商標の使用に含まれることを明確化する。

6 国際商標登録出願における個別手数料の分割納付

国際商標登録出願の個別手数料については、国際登録前と出願が国内で登録査定されたときとの2段階に分けて納付する。

弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に伴い、急増している知的財産関連侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るため、特許権等の侵害訴訟に関し、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 特定侵害訴訟の定義

この法律において「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。

2 特定侵害訴訟代理業務

(1) 弁理士は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ弁理士登録に当該試験に合格した旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士と共同で受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

(2) 訴訟代理人となった弁理士が法廷に出頭するときは、原則として弁護士とともに出頭することとし、裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。

3 特定侵害訴訟代理業務試験

特定侵害訴訟代理業務試験は、特定侵害訴訟に関する訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力に関する研修であって経済産業省令で定めるものを修了した弁理士に対し、必要な学識及び実務能力を有するかどうかを判定するため、論文式による筆記の方法により行う。

4 特定侵害訴訟代理業務の付記

弁理士は、弁理士登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を受けようとするときは、経済産業省令で定める事項を記載し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格したことを証する証書を添付した付記申請書を日本弁理士会に提出しなければならない。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 我が国産業の国際競争力の強化及び経済活性化の観点から、知的財産の重要性が高まっていることにかんがみ、広汎かつ多様な分野にまたがる知的財産権にかかわる弁護士、弁理士等の各種専門サービス業においては、利用者の利便性に配慮して、柔軟かつ円滑に対応できるような制度を検討すること。
- 2 弁理士の侵害訴訟代理権付与の条件となる研修・試験については、訴訟実務に即した信頼性の高い能力担保措置となり得るようにするとともに、地域の弁理士が受講しやすくするための環境整備に努めること。
- 3 特許権等の侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るという本法改正の趣旨に沿って、弁理士と弁護士とが専門的知見を相互に活用し、連携して訴訟に対応できるよう、制度の運用に十分配慮すること。
- 4 今後の弁理士制度の在り方については、多様化、複雑化及び総合化する知的財産権をめぐる内外の動向及び利用者からの要請等を踏まえて、訴訟受任の在り方や訴訟代理業務の範囲などについて引き続き検討すること。

また、知的財産権紛争が近時急速に国際化している動向を踏まえ、弁理士の訴訟代理権が国際的な整合性を確保できるよう、更に検討を深めること。

右決議する。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第32号）

【要旨】

本法律案は、「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（以下、「協定」という）の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 題名等の改正

- (1) 題名を「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」に改める。
- (2) 協定の適確な実施を確保するため、国外適合性評価事業（海外において定められている当該製品の規格等の適合性を試験検査する事業）の実施に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じ、もって我が国とシンガポール共和国との間の特定機器の輸出入の円滑化に資することを目的に追加する。
- (3) 特定輸出機器の定義に、シンガポール共和国の関係法令等に定める通信端末機器、無線機器及び電気製品を追加する。

2 国外適合性評価事業の認定

シンガポール共和国向けの通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、協定に定めるシンガポール共和国の認定基準に合致していると認められるときは、主務大臣の認定を受けることができる。また、主務大臣は、同認定を受けた者を協定に基づき登録するほか、認定に係る事業に関し監督上必要な命令をすることができる。

3 電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例

協定に基づき登録を受けたシンガポール共和国の適合性評価機関が、我が国向けの端末機器、特定無線設備及び特定電気用品の適合性評価を実施した場合、その結果を我が国において受け入れることができるようにするため、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める。

4 施行期日

一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 近年、二国間及び地域的な自由貿易協定の締結が活発化していることにかんがみ、経済連携協定が今後ともWTOの多国間主義を補完・強化するものとなるよう努め、その締結の拡大に向けての取組を進めること。
- 2 本法の施行及び今後の締結の拡大に際しては、付加価値の高い輸出産業の競争力を強化するとともに、輸入増大による国内産業への影響を緩和するために、構造改革を積極的に進めつつ、新規産業・市場の創出、人材の育成など適切な施策を講ずること。

- 3 今後本格的に開始される欧州共同体との相互承認の実施状況を十分に踏まえながら、適正な競争原理の下で、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図るため、認証業務への一層の民間参入を促進するとともに、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。
右決議する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、電子メールによる一方的な商業広告の送りつけが急速に増加している現状にかんがみ、その受取を希望しない旨の意思を表示した者に対する電子メールによる商業広告の再送信を禁止する等の措置を講ずることにより、商取引の公正及び消費者保護の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 通信販売等についての広告表示事項の追加

通信販売、連鎖販売取引（マルチ商法）及び業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）の事業者は、電子メールにより広告をするとき（消費者の求めに応じて広告をするとき等を除く。）は、当該広告に、消費者が電子メールによる広告の提供を受けることを希望しない旨の意思を表示するための連絡方法を表示しなければならない。

2 広告提供を希望しない者に対する提供の禁止

通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引の事業者は、電子メールにより広告をする場合において、消費者から1の規定により電子メールによる広告の提供を希望しない旨の意思の表示を受けたときは、その消費者に対し、電子メールによる広告の提供を行ってはならない。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 検討

政府は、この法律の施行後3年を目途として、情報技術を活用した商取引に関する事情、電子メールによる広告の提供の状況等を踏まえ、この法律に基づく電子メール広告に対する措置について検討を加え、必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本法による規制に当たっては、ITの進展に伴う新業態の発生や新事業の創出等の健全な事業の発展とインターネットを利用した広告手法に係る技術革新を阻害することのないよう十分に配慮すること。
- 2 本法の実効性を確保するため、違法行為に対しては、関係省庁、地方自治体、警察との連携を緊密にし、機動的かつ厳正に業務の是正・改善の指示等の措置を講ずるとともに、そのための取締体制を整備すること。
- 3 本改正の内容について、消費者、事業者、苦情相談等の窓口となる指定法人、消費生活センター及び電気通信事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者保護の増進と

事業者の混乱の防止等に努めること。

また、若年層に対しては、被害の未然防止のために消費者教育のより一層の充実を図ること。

- 4 本法によって規制できない新しい形態の迷惑メールが発生した場合など、今後の情報通信技術の進歩に伴って生じる新たな課題に対し、状況を踏まえた速やかな検討を行うこと。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第48号)

【要旨】

本法律案は、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、大規模会社の株式保有総額の制限の廃止等を行うとともに、書類の送達規定等について規定の整備を図り、併せて法人等に対する罰金の額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 会社による株式保有の制限に関する改正

(1) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立の禁止等

現行の持株会社設立の禁止規定を事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規定に改める。

(2) 大規模会社の株式保有総額の制限の廃止

大規模会社（資本額が350億円以上又は純資産額が1,400億円以上の金融業以外の株式会社）が、自己資本額又は純資産額のいずれか多い額を超えて、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することを禁止する規定を廃止する。

(3) 銀行及び保険会社の議決権保有の制限

金融会社が他の国内の会社の総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて保有することの禁止規定について、その規制の対象を銀行業と保険業のみとする。

2 書類の送達規定等についての規定の整備及び法人等に対する罰金の上限額の引上げに関する改正

(1) 書類の送達規定の整備

① 送達すべき書類は、独占禁止法に規定するもののほか、公正取引委員会規則で定める。

② 書類の送達について、民事訴訟法第108条（外国における送達）等の規定を新たに準用する。

③ 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合等において、公正取引委員会が公示送達をすることができることとする。

(2) 既往の違反行為に対する措置規定の対象行為の追加

独占禁止法違反行為が既になくなっている場合でも、特に必要があると認めるときは、違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる違反行為として、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限行為等を

加える。

(3) 法人等に対する罰金の上限額の引上げ

私的独占、不当な取引制限等の違反について、法人等に対する罰金の上限額を5億円に引き上げる。

3 その他

(1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(2) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第75号）

【要旨】

本法律案は、我が国のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に応じた燃料資源の有効な利用の確保を図るため、第一種エネルギー管理指定工場の対象を拡大する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定要件の撤廃

現在、5業種（製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）に限定されている第一種エネルギー管理指定工場の指定対象業種の限定を撤廃し、全業種に対象を拡大する。

2 エネルギー管理者選任義務についての例外規定の創設

第一種エネルギー管理指定工場を設置している者（第一種特定事業者）のうち、今回の改正により第一種エネルギー管理指定工場の指定対象に追加される業種に属する大規模オフィスビル等を設置している者等（以下「第一種指定事業者」という。）については、エネルギー管理士資格を有するエネルギー管理者を、工場ごとに選任する義務を課さない。

3 第一種指定事業者に係るエネルギー管理員の選任等

(1) 第一種指定事業者は、所定の講習の課程を修了した者またはエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理員を選任しなければならない。

(2) 所定の講習の課程を修了した者のうちからエネルギー管理員を選任した第一種指定事業者は、中長期的な計画を作成するときは、エネルギー管理士免状の交付を受けている者を参画させなければならない。

4 第二種エネルギー管理指定工場についての定期報告の義務付け

第二種エネルギー管理指定工場を設置している者（第二種特定事業者）は、現在のエネルギー使用状況等に関する記録義務に代えて、毎年、エネルギーの使用状況等を主務大臣に報告しなければならない。

5 建築物に係る措置

(1) 建築主に対して、住宅を除く建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導

及び助言をすることができる権限等を国土交通大臣から所管行政庁に委譲する。

- (2) 特定建築物（床面積2,000平方メートル以上の住宅以外の建築物）の建築主は、エネルギーの効率的利用のための措置に関する事項を所管行政庁に届け出なければならない。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案（閣法第76号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保し、及び環境の保全に資するため、電気事業者に一定量以上の量の新エネルギー等電気の利用を義務付ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) この法律において「電気事業者」とは、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。
- (2) この法律において「新エネルギー等」とは、風力、太陽光、地熱、水力（政令で定めるものに限る。）、バイオマスを熱源とする熱及び政令で定める石油を熱源とする熱以外のエネルギーをいう。
- (3) この法律において「新エネルギー等電気」とは、新エネルギー等発電設備を用いて新エネルギー等を変換して得られる電気をいう。
- (4) この法律において「新エネルギー等発電設備」とは、新エネルギー等を電気に変換する設備であって、経済産業大臣の認定を受けたものをいう。
- (5) この法律において「利用」とは、供給する電気の全部又は一部を新エネルギー等電気にすることをいう。

2 新エネルギー等電気利用目標

経済産業大臣は、4年ごとに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気利用目標を定めなければならない。

3 新エネルギー等電気の基準利用量及び利用義務

- (1) 電気事業者は、毎年度、新エネルギー等電気利用目標等を勘案して算定される新エネルギー等電気の基準利用量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。
- (2) 電気事業者は、毎年度、基準利用量以上の量の新エネルギー等電気の利用をしなければならない。

4 基準利用量の変更

- (1) 電気事業者は、他の電気事業者がその基準利用量を超える量の新エネルギー等電気の利用をする場合において、当該他の電気事業者の同意を得たときは、経済産業大臣の承認を受けて、その超える分に相当する新エネルギー等電気の量を自らの基準利用

量から減少することができる。

(2) 経済産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準利用量に相当する量の新エネルギー等電気の利用を行うことが困難となった電気事業者の申出があったときは、当該届出年度の基準利用量を減少することができる。

5 新エネルギー等発電設備の認定

新エネルギー等を電気に変換する設備を用いて発電し、又は発電しようとする者は、設備又は発電の方法が経済産業大臣の定める基準に適合している場合、経済産業大臣の認定を受けることができる。

6 その他

経済産業大臣による勧告及び命令、罰則その他所要の措置について定める。

7 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 廃棄物発電とりわけ廃プラスチック等を燃料とする産業廃棄物発電の取扱いについては、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進を阻害することのないよう、また、廃棄物発電の過度の導入により他の新エネルギー等の導入が停滞することのないよう努めること。

2 新エネルギー等電気の利用目標の策定及びそれに基づく基準利用量等の具体的運用方法の決定等に当たっては、新エネルギー等発電事業者その他の関係者の意見を十分聴取するとともに、電気事業者における利用義務の達成に支障が生じることのないよう、新エネルギー等電気の取引環境の整備に努めること。

3 新エネルギー等電気の利用の拡大を図るため、総合資源エネルギー調査会の新エネルギー等に関する審議状況や各電気事業者の基準利用量などの基本的情報について、積極的な情報公開に努めること。

4 新エネルギー等の普及・開発を一層促進するため、事業者等への助成策の充実強化を図るとともに、電力系統連系対策等に関する財政的支援等についても今後検討を進めること。また、政府においても、新エネルギー等の率先導入に努めること。

右決議する。

使用済自動車の再資源化等に関する法律案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 自動車製造業者等の引取及び再資源化等の義務

自動車製造業者及び輸入業者（以下「自動車製造業者等」という。）は、自ら製造又は輸入した自動車在使用済となった場合に生ずる自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）、指定回収物品及びカーエアコン用フロン類を引き取り、その再資源化又はフロン類の破壊を行わなければならない。

2 関連事業者の登録、許可制度の創設等

使用済自動車に係る引取業及びフロン類回収業を行おうとする者は都道府県知事の登録を、解体業及び破碎業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けるとともに、これらの者は、使用済自動車等の引取り及び引渡し並びに再資源化を行わなければならない。

3 再資源化等料金の公表・勧告

自動車製造業者等は、再資源化等料金を自ら設定・公表することとし、再資源化等料金が適正な原価と著しくかい離している場合には、主務大臣は変更すべき旨を勧告・命令することができる。

4 再資源化等預託金の預託義務

自動車の所有者は、最初の自動車登録ファイルへの登録を受けるときまでに、再資源化等料金に相当する額を、再資源化等預託金として資金管理法人に預託しなければならない。

5 移動報告

関連事業者等は、使用済自動車等を引き取ったとき及び引き渡したときは、当該使用済自動車等の車台番号等を情報管理センターに報告しなければならない。

6 再資源化等預託金の払渡し

自動車製造業者等は、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者から特定再資源化等物品（自動車破碎残さ、指定回収物品及びフロン類）を引き取ったときは、再資源化等預託金であって当該特定再資源化等物品に係るものについて、資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。

7 指定法人

主務大臣は、申請により、公益法人であって全国に1個に限り、資金管理法人、指定再資源化機関及び情報管理センターを指定することができる。

(1) 資金管理法人

- イ 資金管理法人は、再資源化等預託金等の管理、預託に関する証明等の業務を行う。
- ロ 払渡しの必要がない再資源化等預託金等がある場合、当該再資源化等預託金等を、
 - ①その資金管理業務の実施に要する費用への充当、②指定再資源化機関が実施する特定再資源化等物品の再資源化等に要する費用等に充てることを条件とした出えん、③情報管理センターが実施する情報管理業務に要する費用に充てることを条件とした出えんに充てることことができる。

(2) 指定再資源化機関

指定再資源化機関は、①自動車の製造等の台数が主務省令で定める台数に満たない自動車製造業者等から委託された特定再資源化等物品の再資源化、②引き取るべき自動車製造業者等が存しない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為等を実施する。

(3) 情報管理センター

情報管理センターは、①報告管理事務の電子情報ネットワーク処理に必要なコンピュータ等の使用及び管理、②プログラム及びファイル等の資料の作成及び保管、③ファイルの記録の保存、ファイルの記録事項を記載した書類等の交付、都道府県知事への報告等の業務を行う。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、解体業の許可、破砕業の許可、フロン類回収料金等の公表等に関する規定は公布の日から起算して2年以内に政令で定める日から、また、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化実施義務等に関する規定は公布の日から起算して2年6月以内に政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 廃棄物の不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重大性等にかんがみ、関係省庁間の緊密な連携の下に廃棄物及びリサイクル行政を一体的に進め、不法投棄の防止等に資する十分な措置を講ずること。
- 2 指定回収物品の指定に当たっては、自動車の所有者の負担増加に十分配慮しつつ、環境負荷の発生防止等の観点を踏まえ、指定の追加及び削除について機動的に対応すること。
また、タイヤ、バッテリー等のリサイクル対策についても積極的に取り組むとともに、必要に応じ法律上の対応を含め、適切に対処すること。
- 3 技術開発の進展等により、使用済自動車の処理費用が再資源化等預託金を下回った場合の差額の取扱いについては、全体として自動車の所有者の負担の軽減に資するよう、リサイクルに要した資金の状況を自動車の所有者に開示すべく本法に基づき措置すること。
- 4 資金管理法、指定再資源化機関及び情報管理センターの役割の重要性にかんがみ、法人運営の透明性・公開性の確保に努めるとともに、天下り機関等との指摘を受けることのないよう厳正に対処し、組織の肥大化の防止に十分配慮すること。
- 5 自動車製造における鉛、水銀等の有害物質の使用削減について、自動車製造業者及び輸入業者による取組を検証し、使用削減が着実に進展するよう適切に対処すること。
- 6 自動車の所有が大衆化していること及び使用済自動車の処理費用が所有者の新たな負担となることから、複雑かつ国際的にも高い負担水準となっている自動車関係諸税については、その簡素化、軽減に向けて早急に取り組むとともに、解体業者等のリサイクル事業が円滑に推進できるよう、金融・税制面等の支援措置を講ずるなど、必要な環境整備に努めること。

右決議する。

石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案（閣法第99号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、石油公団法及び金属鉱業事業団法を廃止するとともに、石油及び可燃性天然ガス並びに金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給等に資するため、石油公団及び金属鉱業事業団の権利及び義務を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構等に承継する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止

石油公団法は、公布の日から3年を超えない範囲内の政令で定める日、金属鉱業事業団法は、公布の日から1年9月を超えない範囲内の政令で定める日をもってそれぞれ廃止する。

2 石油公団法の一部改正

石油公団法を以下のように順次改正する。

(1) 以下についての施行期日は、公布の日とする。

- ① 石油公団（以下「公団」という。）の業務に係る規定のうち、石油等の探鉱及び採取に必要な資金を供給するための資金の貸付け、石油等の探鉱に必要な機械の貸付け等の業務に係る規定を削る。
- ② 公団の業務として、公団の有する開発事業関連の株式又は貸付債権の管理及び処分の業務（以下「資産処分等業務」という。）を加える。
- ③ 経済産業大臣が資産処分等業務に係る事業計画を認可しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴かなければならない。

(2) 以下についての施行期日は、国家備蓄石油に係る部分については公布の日から1年を超えない範囲内の政令で定める日、国家備蓄施設に係る部分については公布の日から1年8月を超えない範囲内の政令で定める日とする。

- ① 公団の業務のうち、石油の備蓄及びその譲渡しを行う業務を、国の委託を受けて行う国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理並びにこれに関連する石油の取得、保有及び譲渡しを行う業務に改める。
- ② 石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付けを行う業務の対象から、国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行う施設の設置に対するものを除く。
- ③ 臨時の業務として、国の委託を受けて、国家備蓄施設（石油ガスの備蓄に必要なものに限る。）の設置及びこれに附帯する業務を加える。

(3) 以下についての施行期日は、公布の日から1年9月を超えない範囲内の政令で定める日とする。

- ① 公団の業務を、公団所有資産の管理及び処分に関する業務に変更する。また、臨時の業務として、当該石油公団法の一部改正時に公団が締結している出資契約及び債務保証契約に基づき、公団所有資産の価値の保全等のために廃止法の施行の日までに行わなければならないものに関し、出資及び債務保証を行うことができる。

- ② 公団の総裁を理事長に改め、副総裁1人及び理事6人を減ずるとともに、借入金、政府保証、償還計画等の規定を削除する。
- 3 石油の備蓄の確保等に関する法律の一部改正
経済産業大臣は、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理を石油公団に委託することができる。また、必要があると認めるときは、国家備蓄石油を、国以外の者が所有する石油と交換することができる。
- 4 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正
石油及びエネルギー需給構造高度化対策に経済産業大臣が行う国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し等の措置を追加するとともに、歳入及び歳出、借入金等並びに公団から承継する債務の経理等に関する所要の規定の整備を行う。
- 5 その他
- (1) 公団は、この法律の施行の時（公布の日から3年を超えない範囲内の政令で定める日）において解散するものとし、その一切の権利及び義務を、国及び別に法律で定める株式会社に承継する。
- (2) 政府は、別に法律で定めるところにより公団の権利及び義務を承継する株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立し、当該株式会社をできるだけ早期に民営化するために必要な措置を講ずる。
- (3) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の成立の時（公布の日から1年9月を超えない範囲内の政令で定める日）において公団の石油開発技術に関する指導、国家備蓄の管理等の業務に係る権利及び義務は、機構が承継する。また、金属鉱業事業団は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務を機構に承継する。
- (4) 公団は、解散の日の前日までの間において、開発事業関連の公団所有資産の処分の業務の遂行により生じる収入の総額等を勘案して定められた金額を、国庫に納付しなければならない。
- (5) 国は、公団の所有する備蓄石油及び備蓄施設を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計において承継するとともに、そのために必要な規定を設ける。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案（閣法第100号）

【要旨】

本法律案は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律に基づき金属鉱業事業団が解散し、石油公団がその業務の一部を廃止することに伴い、それらの業務並びに権利及び義務を承継する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するた

めに必要な業務、石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付け等の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 資本金及び役員

機構の資本金並びに役員の数、職務、権限及び任期について、所要の規定を設ける。

3 業務の範囲

機構は、石油等の探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の出資及び債務保証、それらの鉱物資源に係る技術の実証及び指導、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理の受託、金属鉱産物の備蓄、金属鉱業の鉱害の防止等の業務を行う。

4 区分経理

機構は、経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

5 信用基金の創設

機構は、石油等に係る債務保証業務に関して信用基金を設け、これに基づく一定の限度を超えるような新たな保証をしてはならない。

6 特に必要がある場合の経済産業大臣の要求

経済産業大臣は、金属鉱産物の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、その備蓄に係る金属鉱産物を譲り渡すことを求めることができる。

7 附則

(1) 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から1年8月を超えない範囲内の政令で定める日から施行する。

(2) 機構の成立

機構は、この法律の公布の日から1年9月を超えない範囲内の政令で定める日に成立する。

(3) 業務の特例

機構は、その成立の日から石油公団が廃止されるまでの間は、同公団の既存契約に係る出資及び債務保証については、出資及び債務保証業務の対象としない。また、当分の間、国の委託を受けて、国家備蓄施設（石油ガスの備蓄に必要なものに限る。）の設置を行う業務等を特例として実施できる。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案（衆第30号）

【要旨】

本法律案は、入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) 「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人）が、入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、独禁法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為をいう。

(2) 「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。

① 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

② 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

③ 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

2 各省各庁の長等に対する改善措置の要求等

(1) 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者（以下「各省各庁の長等」という。）に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置を講ずべきことを求めることができる。また、既に当該行為がなくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

(2) 各省各庁の長等は、公正取引委員会から改善措置を講じることを求められたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。また、調査の結果及び改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 職員に対する損害賠償の請求等

各省各庁の長等は、当該入札談合等関与行為により国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員（以下「当該職員」という。）の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行い、その結果、当該職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

4 職員に係る懲戒事由の調査

(1) 各省各庁の長等は、当該職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該職員の任命権を有しない場合は、任命権者に対し、公正取引委員会から改善措置要求があった旨を通知すれば足りる。

(2) (1)のただし書きにより通知を受けた任命権者は、当該職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

5 指定職員による調査

各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員に当該入札談合等関与行為等に関する調査を実施させなければならない。

6 関係行政機関の連携協力及び運用上の配慮

国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力することとし、また、法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第2条第5項に規定されている3行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。
- 2 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。
- 3 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。
- 4 地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないように、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

エネルギー政策基本法案（第153回国会衆第6号）

【要旨】

本法律案は、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

- (1) エネルギーの安定的な供給については、エネルギーの供給源の多様化、自給率の向上及びエネルギー分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

- (2) エネルギーの需給については、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られた需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。
- (3) エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前2項目の政策目的を十分考慮しつつ、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

2 国、地方公共団体及び事業者の責務

- (1) 国は、1の基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。
- (2) 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- (3) 事業者は、エネルギーの効率的な利用、安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力する責務を有する。

3 国民の努力

国民は、エネルギー使用の合理化に努めるとともに、新エネルギーの活用を努める。

4 法制上の措置等

政府は、エネルギーの需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

5 国会に対する報告

政府は、毎年、国会に、エネルギーの需給に関して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

6 エネルギー基本計画

- (1) 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「エネルギー基本計画」という。）を定めなければならない。
- (2) エネルギー基本計画は、次の事項について定める。
 - ① エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針
 - ② エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ③ 重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策
 - ④ このほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- (4) 経済産業大臣は、閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- (5) 政府は、少なくとも3年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 国際協力の推進

国は、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関への協力、研究者等の国際的交流、国際的な研究開発活動への参加等、国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努める。

8 エネルギーに関する知識の普及等

国は、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるとともに、営利を目的としない団体の活用に配慮しつつ、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努める。

9 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
28	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 18	14. 3. 25	14. 3. 28 可決	14. 3. 29 可決	14. 3. 11 経済産業	14. 3. 19 修正	14. 3. 22 修正
30	特許法等の一部を改正する法律案	参	2. 21	4. 1	4. 4 可決	4. 5 可決	4. 5 経済産業	4. 10 可決 附帯	4. 11 可決
31	弁理士法の一部を改正する法律案	参	2. 21	4. 1	4. 4 可決 附帯	4. 5 可決	4. 5 経済産業	4. 10 可決 附帯	4. 11 可決
32	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 22	4. 15	4. 18 可決 附帯	4. 22 可決	3. 28 経済産業	4. 3 可決 附帯	4. 4 可決
※39	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 1	4. 8	4. 11 可決 附帯	4. 12 可決	3. 19 経済産業	3. 29 可決 附帯	3. 29 可決
48	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 5	4. 22	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 9 経済産業	4. 17 可決 附帯	4. 18 可決
○14. 4. 22 参本会議趣旨説明 ○14. 4. 9 衆本会議趣旨説明									
75	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3. 15	5. 22	5. 30 可決	5. 31 可決	4. 17 経済産業	4. 26 可決	4. 26 可決
76	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案	衆	3. 15	5. 22	5. 30 可決 附帯	5. 31 可決	4. 17 経済産業	4. 26 可決 附帯	4. 26 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
86	使用済自動車の再資源化等に関する法律案	衆	14.4.12	14.6.12	14.7.4 可決 附帯	14.7.5 可決	14.5.10 経済産業	14.6.7 可決 附帯	14.6.11 可決
			○14.6.12 参本会議趣旨説明 ○14.5.10 衆本会議趣旨説明						
99	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案	衆	5.17	7.10	7.18 可決	7.19 可決	6.6 経済産業	7.5 可決	7.5 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.6.6 衆本会議趣旨説明						
100	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案	衆	5.17	7.10	7.18 可決	7.19 可決	6.6 経済産業	7.5 可決	7.5 可決
			○14.7.10 参本会議趣旨説明 ○14.6.6 衆本会議趣旨説明						

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
5	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木俣 佳丈君 外3名 (14.3.6)	14.3.8		14.7.19	継続審査				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
30	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案	山中 貞則君 外8名 (14.6.11)	14.6.12	14.7.18	14.7.19	14.7.23 可決 附帯	14.7.24 可決	14.7.4 経済産業	14.7.17 可決 附帯	14.7.18 可決
153 回 6	エネルギー政策基本法案	亀井 善之君 外6名 (13.11.8)		5.28	6.3	6.6 可決	6.7 可決	1.21 経済産業	5.22 修正	5.28 修正

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議